

金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律第13条に基づく報告書

平成13年6月26日

朝銀島根信用組合
金融整理管財人

目 次

I、管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1・はじめに	1頁
2・経営破綻の原因	1"
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1"
(2) 経営破綻に至った経緯	1"
(3) 破綻に至った要因	2"
3・管理を命ずる処分までの状況	3"
(1) 資本の状況	3"
(2) 自己資本回復の断念	3"

II、業務及び財産の状況について

1・与信業務	4頁
2・預金業務	4"
3・投資等業務	5"
(1) 投資有価証券	5"
(2) 商品有価証券	5"
4・固定資産の状況	5"
5・不良債権の状況	6"
6・関連会社の状況	6"

III、事業譲渡等の見込みについて

1・基本方針	7頁
(1) 早期譲渡	7"
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	7"
(3) 経費の削減	7"
(4) 地域金融機能の維持	7"
(5) 内部管理体制の整備	7"
(6) 責任追及体制の確立	7"
2・具体的な施策	7"
3・事業譲渡の見込み	7"

1、管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1・はじめに

当組合は、平成12年12月16日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という）第8条第1項第1号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という）を金融再生委員会より受けました。金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月16日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2・経営破綻の原因

（1）当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和46年(1971)年2月8日、島根県内に居住する地域住民の経済活動の促進と生活の向上を目的として設立されました。営業地域については島根県一円とし、出雲市に本店をおき1店舗のみで営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

しかしながら、当初から預金・貸出の規模が小さく、慢性的な収益力不足の状態が続いていたこともあるて、貸出金増強による収益アップの名の下に、遊技業を中心とする特定先への偏った貸出金〔別表1参照〕が急激に拡大してきました。

（2）経営破綻に至った経緯

協同組合金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態であるサービス業、中でもパチンコ業・焼肉店を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むことになりました。

また、内部牽制機能が形骸化から協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という）第6条で準用する銀行法第13条に反する同一人に対する信用の供与等の限度額を大幅に超える貸出が行われた結果、特に平成11年3月期において総与信額2,995百万円の内、特定先への与信残高合計が42.1%にも及ぶ1,261百万円【別表1参照】となり、その先の大口貸出が不良債権化したことを主因に、平成11年3月期決算において大幅な債務超過となりました。（当期損益▲916百万円、組合員勘定▲730百万円）

こうした状況の中にあって、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

【別表1】 総与信残高推移と内特定5先の状況

（単位：百万円・%）

	2年3月 (a)	5年3月 (b)	増減		11年3月 (c)	増減	
			(a)-(b)	率		(b)-(c)	率
総与信残高	2,659	4,368	1,709	64.3	2,995	-1,373	-31.4
うち特定先 (構成比)	705 (26.5)	1,613 (36.9)	908 (53.1)	128.8 -	1,261 (42.1)	-352 (25.6)	-21.8 -

（3）破綻に至った要因

融資審査内容に不明・不十分な点が見られることや、貸出金の回収・管理も十分とは言えず、また優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など融資資産の内容の健全化へのシフト策も有効に講じられないまま、特定取引先へ無担保および担保不十分での融資が実行され、これらの大口融資先の経営が悪化し、その殆どが回収不能に陥ったことが破綻に至った主な要因と考えます。

なお、審査内容および貸出金回収管理に不十分であったとする点は次の事項が挙げられます。

*融資先の審査にあたって、資金使途・保証人資力・返済財源・計数分析等未確認。

*保全なしでの大口貸出、また大口貸出先で担保設定後安易な順位譲渡の取組み。

*法または規程等の無視と考えられる審査体制の形骸化。

・大口信用供与限度額オーバー・「審査委員会」への付議なし・貸出条件不履行

*債権管理に甘さがあり、延滞督促の機会喪失。

3・管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当組合は、平成11年3月期決算を予想して、監督官庁である島根県に平成11年3月8日付で赤字決算になる旨申入れ、平成11年3月に自己査定によるⅢ・Ⅳ分類の全額1,068百万円を貸倒引当金に繰入れた結果、730百万円の大幅債務超過となり、自己資本比率は▲42.27%となりました。

(2) 自己資本回復の断念

上記の大幅な債務超過の状況にあることを踏まえ、自力での信認を回復することは困難で、最悪の場合、預金等の払戻しを停止するおそれがあるとの判断に基づき、平成11年5月13日島根県知事に対し、金融再生法第68条第1項に基づく申出を行うにいたり、翌14日「当信用組合の事業譲渡について」旨の破綻したことを公表いたしました。

また、その後7月末基準をもって中国財務局の指導の下、島根県による資産査定検査に基づき自己査定を見直したことから、平成12年3月期には貸倒引当金の引当額を増額し、当期損失金424百万円、組合員勘定▲726百万円となる当期決算をいたしました。

II、業務及び財産の状況について

1・与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である出雲市の遊技場・焼肉店を含むサービス業を中心とした中小零細企業者や個人への融資〔別表2参照〕で占められています。

[別表2] 貸出金残高推移（店舗数1店舗）

(単位：百万円・%)

	9年3月末		10年3月末		11年3月末		12年3月末		業界平均	
		構成		構成		構成		構成	(12/3)	構成
貸出金残高	3,109	100	3,066	100	2,783	100	2,542	100	49,091	100
内 中小企業	2,865	92.1	2,878	93.9	2,593	93.2	2,380	93.6	35,525	72.4
内 個 人	244	7.9	188	6.1	190	6.8	162	6.4	13,143	26.8
内 そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	423	0.8

*「中小企業」には、個人事業主が含まれている。

2・預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比〔別表3参照〕が高く、主に中小零細企業の家族・従業員・知人等への紹介により維持されてまいりました。

[別表3] 預金残高推移（店舗数1店）

(単位：百万円)

	9年3月末		10年3月末		11年3月末		12年3月末		業界平均	
		構成		構成		構成		構成	(12/3)	構成
預金残高	5,529	100	4,982	100	4,027	100	3,169	100	69,315	100
内個人預金	3,743	67.7	3,616	72.6	2,723	67.6	2,184	68.9	54,554	78.7
内法人預金	241	4.4	271	5.4	209	5.2	145	4.6	12,001	17.3
内 そ の 他	1,545	27.9	1,095	22.0	1,095	27.2	840	26.5	2,760	4.0

*その他は、公金・金融機関預金である。

3・投資等業務

(1) 投資有価証券

当組合は、投資的な運用は行っていませんが、現在保有しています有価証券〔別表4参照〕は、朝銀に関する会社等の出資金であり換価性のない株式です。

[別表4] 有価証券（出資金）残高推移

(単位：百万円)

	9/3末	10/3末	11/3末	12/3末	12/3末評価益
有価証券合計	13	13	13	13	-
内国債・地方債	-	-	-	-	-
債券	0	0	0	0	年2%の利率
株式（出資金）	7	7	7	7	-
その他	6	6	6	6	-
貸付有価証券	-	-	-	-	-

(2) 商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

4、固定資産の状況

当組合の保有固定資産（営業用不動産・所有不動産）の状況は〔別表5〕のとおりです。今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却の方針といたします。

[別表5] 固定資産の状況（平成12年12月末現在）

(単位：百万円)

項目	土地				建物			
	件数	簿価	鑑定士	評価額	件数	簿価	鑑定士	評価額
事業用不動産	1	64	84	20	1	42	11	22
所有不動産	4	41	27	▲14	2	7	7	2

5・不良債権の状況

当組合の不良債権は〔別表6・7〕のとおりとなっています。

〔別表6〕リスク管理債権の状況

(単位:百万円・%)

区分	11年3月期		12年3月期		業界平均(H12/3期)	
	貸出金残高	比率	貸出金	比率	貸出金	比率
破綻先債権	448	16.1	211	8.3	1,381	2.8
延滞債権	757	27.2	1,322	52.0	2,965	6.0
3カ月以上延滞債権	123	4.4	186	7.3	401	0.8
貸出条件緩和債権	0	0	0	0	2,328	4.7
合計	1,328	47.7	1,719	67.6	7,075	14.4
(貸出金残高)	2,783	—	2,542	—	—	—

*比率は、貸出金残高に占める割合。

〔別表7〕金融再生法の開示債権

(単位:百万円・%)

	12年3月期		業界平均(H12/3期)	
	金額	債権に占める割合	金額	債権に占める割合
破綻更生債権等	1,232	45.1	3,116	6.0
危険債権	617	22.6	2,998	5.8
要管理債権	252	9.2	2,170	4.2
正常債権	633	23.1	43,363	84.0
合計	2,734	100.0	51,647	100.0

*計数は貸出金・債務保証・仮払金の合計額。

6・関係会社の状況

当組合は、関係会社はありません。

Ⅲ、事業譲渡等の見込みについて

1・基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2・具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3・事業譲渡の見込み

事業譲渡先については、去る平成11年10月13日に朝銀西信用組合と事業譲渡契約を締結していますが、まずは当信組が管理を命ずる処分を受けるに至るまでの間の業務運営の状況を踏まえ、金融整理管財人の下、適切な業務運営と経営責任の明確化に万全を期してまいりたいと考えております。